

9月以降に予想される患者様の保険証提示方法

※ 保険証の廃止に伴い以下の保険証提示が考えられます。

- (1) 保険証の有効期限まで現行の保険証を利用する
- (2) 保険証に紐づいたマイナンバーカードを利用する
- (3) マイナンバーカードを持っているが、登録を解除して資格確認書を利用する
(現行の保険証有効期限が切れた場合)
- (4) マイナンバーカードを持っていないので資格確認書を利用する
- (5) スマホでマイナポータルの健康保険証の資格情報を提示する
- (6) 被保険者資格申立書を可能な限り記入して提示する
- (7) 「資格情報のお知らせ」を提示する
- (8) スマホをマイナ保険証の代わりに使う
- (9) 顔認証マイナンバーカード（暗証番号なし）を利用する
(11月27日から運用開始見込み)

令和6年12月以降、保険証廃止後は患者様が上記の方法で保険証を提示することが考えられます。患者様が上記の方法で提示を行っても慌てずに対応してください。

因みに、令和6年10月から救急搬送された場合、本人の同意なく「救急時医療情報閲覧」制度で確認が行われています。